

2020年度 一般社団法人 日本精神保健看護学会 第2回代議員会 議事録（書面決議）

1. 代議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

・第1号議案 定款一部の改正

定款第2条を以下のとおり変更するものとする。なお、代議員会においてこの定款変更が承認されたことをもって、2020年12月1日付けで当法人の主たる事務所所在場所が「東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内」に移転する効力が発生したことが確認された。

変更前	変更後
(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を 東京都新宿区に置く。	(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を 東京都千代田区に置く。

・第2号議案 会員選考規程の新設

別紙「会員選考規程の新設について」の通り、会員選考規程を新設する。

2. 代議員会決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名

理事長 萱間 真美

3. 代議員会の決議があったものとみなされた日

2020年12月1日

4. 議決に加わることができる代議員の総数

46名

5. 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

理事（総務委員長） 船越 明子

2020年10月30日付で萱間真美理事長が、代議員46名に対して上記の議案についての提案を発し、当該提案につき、2020年12月1日までに代議員全員から書面による同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条、および、当法人の定款第23条の定めに基づき、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったとみなされた。

※当法人定款規定に基づき、本議事録において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員を「代議員」、社員総会を「代議員会」、代表理事を「理事長」と表記するものとする。

上記のとおり、代議員会の決議の省略を行ったので、代議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者、議長、議事録署名人が次に記名押印する。

2020年12月1日 一般社団法人 日本精神保健看護学会 第2回代議員会

議事録作成者 船越 明子

議事録署名人 長谷川 雅美 、畠山 卓也

代表理事 萱間 真美

2020年度 第2回 一般社団法人 日本精神保健看護学会代議員会（書面決議）
議事次第

1. 議事録署名人の承認

2. 決議事項

- ・ 第1号議案 定款の改正

資料1

- ・ 第2号議案 会員選考規程の新設

資料2

一般社団法人 日本精神保健看護学会

2020 年度 第 2 回 代議員会

(資料)

目次

第1号議案 定款の改正（資料1）	1
第2号議案 会員選考規程の新設（資料2）	2

定款および諸規程は、学会ホームページ
(<https://www.japmhn.jp/about/byelaw>) をご覧ください。

定款の改正について

1. 事務所の移転手続きと定款の改正の必要について

本会は、2020年4月より株式会社毎日学術フォーラムに事務所業務を委託している。

新事務所の登記手続きを行うためには、臨時の代議員会を開催し、定款第2条を「本会は主たる事務所を東京都千代田区に置く。」に変更する決議を得ることが必要である。

なお、現在は実態としては主たる事務所が移転しているものの、定款上の主たる事務局は前事務所に置かれている状況であり、好ましい状態ではない。

2. 新事務所の所在地と移転日の理事会決議について

2020年度第2回理事会にて、代議員会において下記3の定款変更が承認されることを条件に、以下の要領により主たる事務所を移転するものとするが承認された。

移転先の主たる事務所所在場所：

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

パレスサイドビル 株式会社毎日学術フォーラム内

主たる事務所移転日：現実に上記の主たる事務所に移転済みのため、本理事会での承認後、代議員会において下記3の定款変更が承認された日をもって主たる事務所移転日とする。

3. 定款の改正について

一般社団法人日本精神保健看護学会 定款(案)

改正後	改正前
第1章 総則 (事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。	第1章 総則 (事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

会員選考規程の新設について

定款施行細則第4条において、正会員の選考は、精神保健看護学およびそれに関連した分野において業績のある者について行うこと、正会員選考基準は別途定めることが規定されている。このため、正会員の選考基準を定めた会員選考規程を新たに作成する。

また、定款第6条および第9条において、入会は代議員会の基準に基づき理事会の承認を得たものとされていることから、本規程の成立のためには、代議員会による承認を要するものである。

なお、本規程はこれまで学会ホームページに掲載していた選考基準に関連する内容を規程として整備するものであり、選考基準そのものの変更はない。

一般社団法人日本精神保健看護学会 会員選考規程（案）

改正後（会員選考規程）	改正前
<p>第1条 一般社団法人日本精神保健看護学会（以下、本会という。）定款第3章及び定款施行細則に基づき、会員の選考基準及び選考方法について必要な事項を定める。</p> <p>第2条 正会員の選考は、次の各号の一つに該当し、第3条に定める業績基準を満たす者について行う。</p> <p>1) 精神保健福祉または看護学を専攻し、大学（短期大学を含む）および研究所等において、教育、研究に従事している者</p> <p>2) 精神保健福祉または看護を実践し、看護学に関する業績のある者</p> <p>3) 精神保健福祉または看護学の研究業績を有する者</p> <p>第3条 正会員の選考における精神保健看護学およびそれに関連した分野における業績とは、申し込み時に次の各号の一つ以上を有するものとする。</p> <p>1) 精神保健福祉または看護学に関連した内容の学位論文</p> <p>2) 精神保健福祉または看護学に関連した分野に関する著書</p>	<p>（HPの入会案内）</p> <p>入会資格 本学会の会員になるためには、会則にもありましたが、精神看護学及びそれに関連する分野において業績があることが必要です。業績とは、以下の条件に少なくとも一つ以上に該当するものを指します。</p> <p>1 件以上の看護系学会あるいは保健医療福祉領域などの学会での研究発表</p> <p>1 件以上の学会誌、大学・短期大学・研究所紀要、学術雑誌への掲載論文（この場合、その論文の種類は問わない）</p> <p>1 件以上の雑誌への掲載論文</p> <p>施設内での看護研究発表、もしくは大学・短期大学・専修学校での卒業研究</p> <p>なお、業績がこれらに当てはまらない方で、本学会学術集会で研究論文を発表なさりたい方は、その旨の文書を同封して申込書をお送りください。</p> <p>承認手続き 入会申込書をもとに理事会で入会の審査が行われます。 入会が承認されますと会費払込用紙と会員承認通知が申込者宛に送付されます。 また、不承認となった場合にもご連絡をいた</p>

<p>3) 精神保健福祉または看護学に関連した学会での研究発表</p> <p>4) 精神保健福祉または看護学に関連した内容の研究論文で、学会誌、商業誌、大学・短期大学・研究所等の紀要に掲載されたものとする。但し、論文の種類は問わない。</p> <p>5) 精神保健福祉または看護学に関連した内容の研究報告書</p> <p>6) 精神保健福祉または看護学に関連した機関が主催する研究発表会での研究発表</p> <p>7) 本会の学術集会および学会誌で発表予定の演題・論文</p> <p>第4条 この基準の改正は、定款第9条に基づき代議員会の決議により行う。</p> <p>附則 1 この規程は2020年10月10日より施行する。</p>	<p>します。</p> <p>なお、理事会開催の都合上、正式入会までしばらく期間を要します。</p> <p>あらかじめご了承ください。</p>
---	---

<参考>

定款

第6条 正会員とは本会の目的に賛同し、精神保健看護学に携わる者もしくは関連する分野の研究者で、代議員会の定める基準に基づき理事会の承認を得た個人をいう。

第9条 正会員または賛助会員として本会に入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書を本会事務局理事長に提出するものとする。

2 入会は、代議員会の定める基準に基づき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

定款施行細則

第4条 正会員の選考は、精神保健看護学およびそれに関連した分野において業績のある者について行う。

2 理事会は、正会員選考基準をすべて満たし、本会の遵守事項に署名をもって同意した者について、正会員と認める。

3 正会員選考基準は別途定める。